

### 第3回経営協議会記録

日 時 平成23年1月21日（金）10:00～11:42

場 所 柏原キャンパス事務局棟 小会議室

出席者 長尾学長

梶本, 高倉, 高橋, 竹村, 辻井, 栗林, 岩川, 木立, 成山, 尾前

以上各委員

陪席者 野口監事

開会に先立ち、長尾学長より議事の進め方について、まず報告事項（1）を行い、その他については開催通知の順番に進める旨の説明が行われた。引き続き、平成22年度第2回経営協議会記録（案）の確認が行われ、一部事項について修正がなされた。

報告事項（1）平成23年度概算要求内示について

長尾学長、岩川理事及び尾前管理部長から資料に基づき報告がなされた。

#### 【主な質疑】

- ・ 「大学の機能別分化・個性化」について考察するときに、本学であれば、教員養成課程と教養学科の関係をどのように設定するかを考えることが要点と考えるので、慎重かつ力強く、取り組んでいただきたいとの発言がなされた。
- ・ 大学では理念という言葉が多用されるが、より重要なのは、理念の具体化であるミッションステートメントをどのように設定していくかということである。現状では流動的な部分もあるため対応が難しい面もあろうかと思うが、ミッションステートメントを具体的に固めることで、大学の機能強化を実現していただきたいとの発言がなされた。
- ・ 政策コンテストに係るパブリックコメントに関連して、本学を含めて国立大学法人は、国立大学協会等とともに、自身の役割について国民に対する説明責任を今後も果たしていかなければならないと考えているとの発言が長尾学長よりなされた。

議題（1）平成22年度予算（第2次補正）について

尾前管理部長から資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

議題（2）第2期中期目標期間における財務に関する戦略の方針（アクションプラン：Ver.1.0）の一部改正について

尾前管理部長から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

#### 【主な質疑】

- ・ 授業料の通常免除率が6.3パーセントから7.3パーセントへ拡大されたということであるが、授業料免除の基準及び目的について説明していただきたいとの質疑に対して、免除の基準については家計収入をベースとし、学業成績も勘案した上で、学生支援実施委員会において決定しており、授業料免除の目的については、経済的事情により就学が困難な学生に対して、大学として支援を行うことであるとの答弁が栗林理事よりなされた。
- ・ 免除要件を満たす学生は7.3パーセントの枠中に収まるのかとの質疑に対して、できる限り多くの学生を支援するため、全額免除と半額免除の比率を考慮するなど、工夫を行っているところであるとの答弁が長尾学長よりなされた。

- ・ 学業成績が優秀な学生や特色ある学生に対して、より積極的に授業料免除を行う等、本学としての特色ある取り組みも一方では行っていくことが必要なのではないかとの意見に対して、授業料免除の基本的な軸は経済的要件と学業的要件であり、それが最も重要な基準であると考えているが、第3の基準も打ち出していきたいと考えているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 授業料免除に関する新しい基準について、これまでの制度に付け加えることができるのか、あるいは別の制度を設計するののかということについては、今後の検討課題であるとの発言が木立理事よりなされた。
- ・ 外国人留学生の授業料免除についてはどのような基準で実施しているのかとの質疑に対して、種々の要件等を勘案しながら、日本人学生との間で有利不利が生じないよう学生支援実施委員会において選考しているとの答弁が栗林理事よりなされた。
- ・ 学生の家計が急変した場合の支援についても検討しなければならない課題であると認識しているとの発言が長尾学長よりなされた。

### 議題（3）業務達成基準の活用について

尾前管理部長から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

#### 【主な質疑】

- ・ これまで活用してきた目的積立金でも次年度への繰越が可能なのであれば、新たに業務達成基準を採用する意味は何なのかとの質疑に対して、どちらも監査等の対象となり、財務諸表等でも説明しなければならない点は共通しているが、目的積立金は剰余金をある使途のために積立てておくものであるのに対して、業務達成基準では複数年度に渡る事業の実施のために、基本的には初年度に経費を措置しておくことになる点で最大の違いがあるとの答弁が栗林理事よりなされた。続いて、長尾学長より、業務達成基準による事業では、より長期的戦略に基づいて資金の活用が行えるとの答弁がなされた。
- ・ 業務達成基準による事業の枠組みを一度構築すれば、今後はそこに剰余金を繰入れていくことが可能となるのかとの質疑に対して、業務達成基準はそれぞれのプロジェクトごとに予算を措置していくものであるとの答弁が尾前管理部長よりなされた。
- ・ 天王寺キャンパス整備のための経費はどのように措置するのかとの質疑に対して、平成22年度予算で措置するものであり、平成25年度までの4年間で事業を実施していくことになるとの答弁が尾前管理部長よりなされた。
- ・ 業務達成基準による事業期間に、資金を追加で繰入れることは可能なのかとの質疑に対して、計画変更等により事業が大きく変更される場合に、当該事業の必要性が認められれば、繰入は可能であるとの答弁が尾前管理部長よりなされた。
- ・ 業務達成基準により事業を実施する際には、当該事業が真に必要であるため実施するのだということ、国民の理解が得られるよう説明責任を果たしていく必要があるとの発言がなされた。
- ・ 突発的な事象に対処するためには一定程度の内部留保が必要であり、私学経営においても重要な点であるが、国立大学法人では経営努力の評価が難しいということもあるので、内部留保に関する国民の理解を得ることが難しいだろうとの発言がなされた。

- いじめや不登校など，社会的に対策を求められている分野についてより重点的に学内資源を投入することができれば，文部科学省や財務省に対する説明も果たせるのではないのかとの発言に対して，教育委員会等とも連携しながら取り組みを推進しているところであるとの答弁が長尾学長よりなされた。
- 大阪府教育センターとの連携を推進し，両者が強みを生かせるような取り組みを検討すべきであるとの発言がなされた。
- 今日，発達障害の児童，生徒等への対応が重要な教育課題となっているが，こうした課題についても本学が先駆的に取り組んでいただきたいとの意見がなされた。
- 天王寺キャンパスの整備に関連して，施設面だけではなく，教育，研究内容の充実こそが重要であるとの発言がなされた。

#### 報告事項（2）その他

##### 1) 広報誌「天遊 vol.16」について

長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

以 上